

令和4年5月31日
<問い合わせ先>
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

不燃材料を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年3月25日から4月24日までの期間において、不燃材料を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○不燃材料を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※ 8 の個人・団体から合計 14 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【不燃材料を定める件（平成 12 年建設省告示第 1400 号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
壁土には藁すさのほか、合成樹脂等を添加する場合もあるため、今回新たに追加する壁土の組成を明確にすべき。	「厚さが 10 mm 以上の壁土」については、土壁に含有可能な最大量の藁すさ（原土と骨材を合わせた乾燥質量に対して質量比 3.2%）を用いて最も不利な条件の仕様で試験を行い、不燃材料としての性能が確保されることを確認しています。合成樹脂を添加した場合には、実験等で不燃性能を確認できておらず、当該告示に規定する仕様の壁土に該当しません。
本改正以前に大臣認定を取得した不燃材料の基材に壁土を用いた場合も不燃材料に該当するか明確にすべき。	告示改正以前に取得された大臣認定において、基材の適用範囲として記載されている「不燃材料」には壁土を含みませんので、当該認定の基材に壁土を用いる場合は、新たに大臣認定を取得することが必要です。

<p>壁土が平成 21 年国土交通省告示第 225 号に規定される特定不燃材料に該当するか明確にすべき。</p>	<p>今般、不燃材料の仕様として追加する厚さ 10 mm 以上の壁土については、特定不燃材料として求められる性能を有することを確認できていないため、特定不燃材料に含まれません。</p>
<p>不燃材料とするためには、壁土の厚さが 10mm 以上必要とのことだが、JASS15 の塗厚の規定より厚く、使い勝手や耐久性が損なわれるため、実情に即した厚みにすべき。</p>	<p>建築基準法施行令第 108 条の 2 においては、不燃材料に必要な性能として、通常の火災による火熱が加えられた場合に 20 分間防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであることを求めています。実験の結果から、壁土で当該性能を確保するためには 10mm 以上の厚さが必要であることを確認しています。</p>
<p>中塗りと上塗りで異なる壁土を使用し、厚さが計 10 mm 以上となる場合は、不燃材料として認められるか。</p>	<p>当該告示に規定する仕様の壁土に該当します。</p>
<p>土壁の上に可燃材料を張る場合は、不燃材料として認められるか。</p>	<p>土壁の仕上げとして不燃材料でないものを用いる場合、当該告示に規定する仕様の壁土に該当しません。</p>
<p>土壁は火に強いという特性を持ちながら不燃材料とされていないため、不都合が多くかった。今回の告示案に非常に期待している。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>